

一般社団法人
東京都スポーツ推進委員協議会

定款・規程集

平成 28 年 4 月

一般社団法人 東京都スポーツ推進委員協議会

目 次

1. 定 款	1
2. 定款施行規則	8
3. 個人情報保護遵守基本規程	10
4. 事務局組織・運営体制規程	12
5. 表 彰 規 程	13
6. 表 彰 要 項	14
7. 事業実施に関する細則	15
8. 研 修 要 綱	16
9. 講師謝礼に関する細則	18
10. 女 性 委 員 会 内 規	19
11. 弔 慰 内 規	20
12. 会長の選任に関する内規	21

一般社団法人東京都スポーツ推進委員協議会 定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、一般社団法人東京都スポーツ推進委員協議会と称する。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を東京都新宿区に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、スポーツ推進委員及びスポーツ推進委員会（以下「地域委員会」という）の資質の向上と機能の強化を図り、相互の連絡を密にして協調体制の確立を期し、もって東京都のスポーツ振興に寄与するとともに、社会の変化に応じた地域スポーツの推進に係る事業を行い、地域住民の健康づくりや生涯を通じたスポーツ習慣の形成を図り、地域スポーツの発展に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う

- ① スポーツ推進委員及び地域委員会の資質の向上に関する研修会、講習会、研究大会、研究協議会の開催に関する事業
- ② 地域スポーツに関する情報提供、情報収集、統計、研究事業
- ③ 地域スポーツに関する普及啓発及び推進事業
- ④ 各種スポーツ団体及び地方公共団体等との連携・協働、連絡調整、助言、支援に関する事業
- ⑤ 障害者スポーツに関する普及啓発及び推進事業
- ⑥ スポーツ推進委員の顕彰に関すること
- ⑦ その他この法人の目的を達成するために必要な事業

第3章 会員

(種別)

第5条 この法人の会員は、次の3種とし、正会員をもって一般社団及び一般財団法人に関する法律（以下「一般法人法」という）上の社員とする。

- 一 正会員 東京都各区、市、町、村より選出されたスポーツ推進委員
 - 二 一般会員 東京都各区、市、町、村より選出された正会員以外のスポーツ推進委員及び地域委員会
 - 三 賛助会員 この法人の目的に賛同し、その活動を支援するために入会した個人及び団体
- (入会)

第6条 この法人に会員として入会しようとする者は、理事会において別に定めるところにより申込みをし、会長の承認を受けなければならない。

(入会金及び会費)

第7条 会員は、この法人の活動に必要な経費に充てるため、理事会において別に定める額を支払わなくてはならない。

(退会)

第8条 会員は、理事会において別に定める退会届を提出することにより、任意にいつでも退会することができる。

(除名)

第9条 会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、社員総会の特別決議により当該会員を除名することができる。

- 一 この定款その他の規則に違反したとき
- 二 この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき
- 三 その他除名すべき正当な事由があるとき

(会員資格の喪失)

第10条 前2条の場合のほか、会員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- 一 総正会員の同意があったとき
- 二 当該会員が死亡し、若しくは失踪宣告を受け、又は会員である団体が解散したとき
- 三 成年被後見人又は被保佐人になったとき

(会員資格喪失に伴う権利及び義務)

第11条 会員が前3条の規定によりその資格を喪失したときは、この法人に対する会員としての権利を失い、義務を免れる。正会員については、一般法人法上の社員としての地位を失う。ただし、未履行の義務は、これを免れることはできない。

2 この法人は、会員がその資格を喪失しても、既納の入会金、会費及びその他の拠出金は、これを返還しない。

第4章 社員総会

(構成)

第12条 社員総会は、すべての正会員をもって構成する。

(権限)

第13条 社員総会は、次の事項について決議する。

- 一 会員の除名
- 二 理事、監事の選任及び解任
- 三 各事業年度の事業報告及び決算の承認
- 四 定款の変更
- 五 合併、解散及び残余財産の処分
- 六 その他社員総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(種別及び開催)

第14条 この法人の社員総会は、定時社員総会及び臨時社員総会の2種とする。

2 定時社員総会は、毎事業年度終了後3ヶ月以内に開催し、臨時社員総会は、必要に応じて開催する。

(招集)

第15条 社員総会は、理事会の決議に基づき会長が招集する。

2 前項の規定にかかわらず、正会員の全員の同意がある場合には、その招集手続を省略することができる。ただし、書面又は電磁的方法による議決権の行使を認める場合を除く。

3 社員総会の招集通知は、開催日の1週間前までに通知を発しなければならない。

4 総正会員の議決権の5分の1以上の議決権を有する正会員は、会長に対し、社員総会の目的である事項及び招集の理由を示して、社員総会の招集を請求することができる。

(議長)

第16条 社員総会の議長は、会長がこれに当たる。会長に事故があるときは、その社員総会において出席した正会員の中から議長を選出する。

(議決権)

第17条 社員総会における議決権は、正会員1名につき1個とする。

(決議)

第18条 社員総会の決議は、法令又はこの定款に別段の定めがある場合を除き、総正会員の過半数が出席し、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の裁決するところによる。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

- 一 社員の除名
- 二 定款の変更
- 三 合併
- 四 解散
- 五 その他法令で定められた事項

(書面議決等)

第19条 社員総会に出席できない正会員は、予め通知された事項について書面若しくは電磁的方法により議決し、又は議決権の行使を委任することができる。

2 前項の場合における前条の規定の適用については、その正会員は出席したものとみなす。

(決議及び報告の省略)

第20条 理事又は正会員が社員総会の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき正会員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の社員総会の決議があったものとみなす。

2 理事が正会員の全員に対して社員総会に報告すべき事項を通知した場合において、当該事項を社員総会に報告することを要しないことにつき正会員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該事項の社員総会への報告があったものとみなす。

(議事録)

第21条 社員総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 議長及び出席した理事は、前項の議事録に署名又は記名押印する。

第5章 役員

(役員等の設置)

第22条 この法人に、次の役員を置く。

- 一 理事 5名以上15名以内
- 二 監事 2名以内

2 理事のうち1名を代表理事とし、代表理事をもって会長とする。

3 理事のうち3名を一般法人法第91条第1項第2号に規定する執行理事とし、執行理事をもって副会長とする。

(役員を選任等)

第23条 理事及び監事は社員総会の決議によって社員の中から選任する。

2 会長及び副会長は、理事会の決議により理事の中から選定する。

3 監事は、この法人の理事又は使用人を兼ねることはできない。

4 理事のうち、理事のいずれか1名とその配偶者又は三親等内の親族その他法令で定める特別の関係にある者の合計数は、理事総数の3分の1を超えてはならない。監事についても、同様とする。

(理事の職務及び権限)

第24条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

2 会長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行し、副会長は、理事会において別に定めるところにより、この法人の業務を分担執行する。

(監事の職務及び権限)

第25条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員任期)

第26条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。

2 監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。

3 理事又は監事は、第21条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第27条 理事は、社員総会の普通決議によって解任することができる。

2 監事は、社員総会の特別決議によって解任することができる。

(報酬等)

第28条 理事及び監事の報酬、賞与その他の職務執行の対価としてこの法人から受ける財産上の利益は、社員総会の決議をもって定める。

(取引の制限)

第29条 理事が次に上げる取引をしようとする場合は、その取引について重要な事実を開示し、理事会の承認を得なければならない。

一 自己又は第三者のためにするこの法人の事業の部類に属する取引

二 自己又は第三者のためにするこの法人との取引

三 この法人がその理事の債務を保証することその他理事以外の者との間におけるこの法人とその理事との利益が相反する取引

2 前項の取引をした理事は、その取引の重要な事実を遅滞なく、理事会に報告しなければならない。

第6章 理事会

(構成)

第30条 この法人は理事会を置く。

2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第31条 理事会は次の職務を行う。

一 社員総会の日時及び場所並びに目的である事項の決定

二 規則の制定、変更及び廃止

三 入会の基準及び会費等の金額

四 前各号に定めるもののほかこの法人の業務執行の決定

五 理事の職務の執行の監督

六 会長及び業務執行理事の選定及び解職

(招集)

第32条 理事会は、会長が招集する。

2 会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

(決議)

第33条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、一般法人法第96条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第34条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 出席した理事及び監事は、前項の議事録に署名又は記名押印する。

第7章 資産及び会計

(事業年度)

第35条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月末日に終わる。

(事業報告及び決算)

第36条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受け、理事会の承認を得て定時社員総会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、第2号及び第3号の書類については承認を受けなければならない。

一 事業報告

二 貸借対照表

三 損益計算書(正味財産増減計算書)

2 前項の規定により報告され、又は承認を受けた書類のほか、定款及び社員名簿を主たる事務所及び従たる事務所に備え置くものとする。

(剰余金の分配の禁止)

第37条 この法人は、剰余金の分配を行うことができない。

第8章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第38条 この定款は、社員総会の決議によって変更することができる。

(解散)

第39条 この法人は、社員総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

(残余財産の帰属)

第40条 法人が清算をする場合において有する残余財産は、社員総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第9章 公告の方法

(公告の方法)

第41条 この法人の公告は、この法人の主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

第10章 基金

(基金を引き受ける者の募集)

第42条 この法人は、基金を引き受ける者の募集をすることができる。

(基金の拠出者の権利)

第43条 拠出された基金は、この法人が解散するまで返還しない。

(基金の返還の手続)

第44条 基金の返還の手続については、基金の返還を行う場所及び方法その他の必要な事項を清算人において別に定めるものとする。

第11章 事務局

(事務局の設置等)

第45条 この法人に、この法人の事務を処理するため、事務局を置くことができる。

2 事務局には、事務局長その他の職員を置く。

3 事務局長その他の職員は、会長が任免する。

4 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、会長が別に定める。

第12章 附 則

(最初の事業年度)

第46条 この法人の設立初年度の事業年度は、この法人の成立の日から平成26年3月末日までとする。

(設立時社員)

第47条 この法人の設立時社員は、次のとおりである。

設立時社員

1 東京都新宿区 [REDACTED]

阿部正幸

2 東京都羽村市 [REDACTED]

新島二三彦

3 東京都墨田区 [REDACTED]

島田泰子

4 東京都三鷹市 [REDACTED]

岡田真由美

5 東京都西多摩郡瑞穂町 [REDACTED]

牧野壽義

6 東京都世田谷区 [REDACTED]

中川義英

7 東京都昭島市 [REDACTED]

小峰隆

8 東京都千代田区 [REDACTED]

植田浩敏

9 東京都葛飾区 [REDACTED]

尾身信晴

10 東京都足立区 [REDACTED]

飯ヶ谷美恵

11 東京都あきる野市

田 制 誠

(設立時役員)

第48条 この法人の設立時役員は、次のとおりである。

設立時理事	阿 部 正 幸
設立時理事	新島二三彦
設立時理事	島 田 泰 子
設立時理事	岡田真由美
設立時理事	牧 野 壽 義
設立時理事	中 川 義 英
設立時理事	小 峰 隆
設立時理事	植 田 浩 敏
設立時理事	尾 身 信 晴
設立時理事	飯ヶ谷美恵
設立時監事	田 制 誠
設立時代表理事 (設立時会長)	阿 部 正 幸
設立時副会長	新島二三彦
設立時副会長	島 田 泰 子
設立時副会長	岡田真由美

(法令の準拠)

第49条 本定款に定めのない事項は、すべて一般法人法その他の法令に従う。

以上、一般社団法人東京都スポーツ推進委員協議会設立のため、行政書士法第1条の3の規定に基づき当職が設立時社員阿部正幸他10名を代理して電磁的記録であるこの定款を作成し、次に電子署名する。

平成25年7月24日

設立時社員 阿 部 正 幸
設立時社員 新島二三彦
設立時社員 島 田 泰 子
設立時社員 岡田真由美
設立時社員 牧 野 壽 義
設立時社員 中 川 義 英
設立時社員 小 峰 隆
設立時社員 植 田 浩 敏
設立時社員 尾 身 信 晴
設立時社員 飯ヶ谷美恵
設立時社員 田 制 誠

上記設立時社員の定款作成代理人

行政書士 加藤 敬子

定款施行規則

一般社団法人 東京都スポーツ推進委員協議会

第一章 総 則

(総 則)

第1条 この規則は、一般社団法人東京都スポーツ推進委員協議会定款に基づき、この法人の定款施行に関する細則を定める。

第二章 会 費

(会 費)

第2条 この法人の会員は、定款第7条に定めるところにより、次の年会費を納入しなければならない。

- (1) 正 会 員 2, 500 円
- (2) 一 般 会 員 2, 500 円
- (3) 賛助会員 個人 5, 000 円
団体 10, 000 円

第三章 役 員

(役員等の設置)

第3条 社員の中から、会長（代表理事）、副会長（執行理事）、財務及び監事に選出された地域委員会は正会員（社員）1名を補充する。

第四章 専門委員会

(委員会の名称)

第4条 この法人に、定款第4条の規定に基づく事業を推進するために、次の委員会を置く。

- (1) 企画総務委員会
- (2) 情報委員会
- (3) 研修委員会
- (4) 特別委員会

(委員会の構成)

第5条 この法人の委員会は、正会員より選出された委員により構成する。

- 2 委員長は、委員の互選とする。

(委員会の業務)

第6条 各委員会の業務内容は、概ね以下とする。

- (1) 企画総務委員会
社員総会、会長会などの運営、資料収集、協力事業、提案事項の整理および社員総会、理事会の記録など。
- (2) 研修委員会
スポーツ推進委員の資質向上方策の研究、広域地区別研修会の説明、研修会および研究会の計画・運営・調査研究など。
- (3) 情報委員会
東京都スポーツ推進委員だよりの発行、ホームページによる情報提供・維持管理および各種情報の収集・提供など。

(委員会の招集)

第7条 この法人の委員会は、必要に応じて委員長が召集し、委員会の議長となる。

(規則の変更)

第 8 条 この規則は、社員総会の決議を経て改正することができる。

付則

この規則は、平成 25 年 8 月 1 日から適用する。

個人情報保護遵守基本規程

一般社団法人東京都スポーツ推進委員協議会

第一章 総 則

(目的)

第1条 本規程は、当協議会が保有する個人情報につき、当協議会の個人情報の保護方針に基づく適正な保護を実現することを目的とする規定である。

(適用範囲)

第2条 本規程は、当協議会の全会員及び事務局職員に対して適用する。

2 個人情報を取り扱う業務を外部に委託する場合も、この規定の趣旨に従って、個人情報の適正な保護を図るものとする。

第二章 個人情報の取得

(個人情報の取得の原則)

第3条 個人情報の取得は、利用目的を特定して明確に定め、これを本人に示すとともに、その目的の達成のために必要な限度においてのみ行うものとする。

2 個人情報の取得は、適法かつ公平な方法により行うものとする。

(取得の原則)

第4条 業務において、新たに個人情報を取得する場合には、あらかじめ個人情報管理者に利用目的及び実施方法を届け出て、その承認を得るものとする。

第三章 個人情報の利用

(個人情報の利用の原則)

第5条 個人情報は、原則として利用目的範囲で、具体的な権限を与えられた者のみが、業務の遂行上必要な限りにおいて利用できるものとする。

第四章 個人情報の第三者提供

(個人情報の第三者提供の原則)

第6条 個人情報は、事前に本人の同意を得ることなく、第三者に提供してはならない。

2 個人情報を第三者に提供する場合は、個人情報管理者の承認を得るものとする。

第五章 個人情報の管理

(個人情報の管理)

第7条 個人情報は、利用目的の達成に必要な範囲において、適正かつ最新の状態で管理するものとする。

第六章 個人情報の開示・訂正・利用停止・消去

(自己の個人情報に関する本人の権利)

第8条 本人から、自己の個人情報について開示を求められた場合は、これに応じるものとする。

2 前項に基づく開示の結果、誤った情報がありこれについて本人から訂正または削除を求められた場合は、これに応じることとし、訂正または削除を行った場合は、該当本人に対して通知を行うものとする。

第七章 個人情報の消去・破棄

(消去・破棄の手続き)

第9条 個人情報の消去及び破棄は、具体的な権限を与えられた者が、外部流出などの危険を防止するために必要かつ適切な方法により、業務の遂行上必要な限りにおいて執り行うものとする。

第八章 組織・体制

(個人情報保護管理者)

第10条 会長は、理事の中から個人情報保護管理者1名を任命し、協議会内における個人情報の管理業務を担当させるものとする。

(監査)

第11条 会長は、監査担当者に対し、協議会内における個人情報の管理がこの規程に従い適正に実施されているかにつき、定期的に監査を行わせるものとする。

付則

この規程は、平成25年8月1日から適用する。

事務局組織・運営体制規程

一般社団法人 東京都スポーツ推進委員協議会

(基本規定)

第1条 この事務局組織・運営規程（以下、本規程）は当協議会定款（以下、定款）第45条により、設置された事務局の効率的かつ公正的な事務処理を遂行するために、事務局の組織・運営に関し必要な事項を定める。

(事務内容)

第2条 この事務所における事務は、下記のとおりとする。

- (1) 日常発生する金銭の管理
- (2) 本協議会の各会議に上程される資料及び議決文書の作成保存
- (3) 関係各所轄庁に対する文書等の申告・申請・受理及び保存
- (4) 関係団体に関する情報収集
- (5) 会員からの連絡事項の把握及び本協議会保存文書の閲覧受付
- (6) その他、事務遂行に必要とされる事項の取り纏め及び文書作成

(職員の配置等)

第3条 この事務所に配置される職員は、下記のとおりとする。

- (1) 事務局には、事務局長その他職員を置く
- (2) 職員は、原則として一般会員または正会員の中から募り、理事会の議決を経て会長が任命する
 - 2 事務局長の任期は、1年とする。但し、再任ができるものとする
 - 3 職員は、定款第8条により退職を申し出るか、または定款第9条に該当しない限り、継続して任用することができる。
 - 4 職員の給与は理事会の議決により別に定めるものとする。
 - 5 その他の事項は、雇用契約書に準ずるものとする。

(守秘義務)

第4条 職員は、正当な理由なく事務遂行上知り得た事項を他にもらし、またはこれを悪用してはならない。なお、職員でなくなった後においても同様である。

(顧問)

第5条 この法人に顧問を置くことができる。

2. 顧問は、理事会の議を経て会長が委嘱する。
3. 顧問は、会長および理事会の諮問に応え、意見を述べることができる。
4. 顧問は、無報酬とする。

(規程改正、追加規程)

第6条 本規程は、社員総会の決議を経て改正することができる。

第7条 本規程に定めなき事項は、理事会の議決により、追加規程を設けることができる。

付則

この規程は、平成25年8月1日から適用する。

付則

この規程は、平成28年4月1日から適用する。

表彰規程

一般社団法人東京都スポーツ推進委員協議会

(目 的)

第1条 この規程は、各区、市、町、村スポーツ推進委員のうち、地域における体育・スポーツの振興に貢献し、その功績が著しい者を表彰することを目的とする。

(表彰の範囲)

第2条 表彰の範囲は、次に掲げる者とする。

- ① スポーツ推進委員の職務に精励し、功績顕著な者。
- ② 地域委員会又は当協議会の行事運営に尽力し、功績顕著な者。

(表彰審査会)

第3条 この規程に基づく表彰の審査を行うため、一般社団法人東京都スポーツ推進委員協議会表彰審査会（以下「審査会」という。）をおく。

2 審査会は、会長及び会長が委嘱する若干名をもって組織する。

(表 彰)

第4条 会長は、第2条の規程に該当する者について、審査会の審議を経てこれを表彰する。

2 表彰は、表彰状又は感謝状をもってこれを行う。

(表彰時期)

第5条 表彰は、当協議会の社員総会の際に行う。

付 則

この規程は、昭和49年4月1日から施行する。

付 則

この規程は、平成10年4月1日から施行する。（語句の修正）

付 則

この規程は、平成16年3月24日より施行し、平成16年4月1日から適用する。（一部改正）

付 則

この規程は、平成23年8月24日より施行し、平成24年4月1日から適用する。（スポーツ基本法第32条の規定により、体育指導委員の名称を変更する。）

付 則

この規程は、平成25年8月1日から適用する。（一般社団法人への組織変更）

表彰要項

一般社団法人東京都スポーツ推進委員協議会

(表彰の基準)

第1条 表彰は、次の各号により行う。

- ① 功労者については、スポーツ推進委員として10年或いは各区、市、町、村の定年に至るまで、地域スポーツの振興に尽力し、功績顕著な者を対象として表彰状により表彰する。
- ② 長い間スポーツ推進委員であった者は、20年を越えて退任したときを対象として感謝状により表彰する。
- ③ 全各号において、在任中基準の年数に達する前1年の間に死亡した場合、又は人命救助などで功績のあった場合を含むものとする。(特別表彰)

(推 薦)

第2条 各区、市、町、村教育委員会教育長又は地域委員会の長は、前条各号の1に該当する者を当協議会会長に推薦する。

(推薦時期)

第3条 推薦の時期は、毎年3月末日までとする。

付 則

この要項は、平成元年4月1日より適用する。(全面改正)

付 則

この要項は、平成10年4月1日より適用する。(字句の修正)

付 則

この要項は、平成11年3月24日より適用する。(但し書の追加、推薦時期の修正)

付 則

この要項は、平成16年3月24日より適用する。(全面改正)

付 則

この要項は、平成16年9月22日より適用する。(字句の修正)

付 則

この要項は、平成23年8月24日より適用する。なお、平成23年8月23日以前の体育指導委員としての任期を通算する事とする。(スポーツ基本法第32条の規定により、体育指導委員の名称を変更する。)

付 則

この要項は、平成25年8月1日から適用する。(一般社団法人への組織変更)

事業実施に関する細則

一般社団法人 東京都スポーツ推進委員協議会

- 1 事業計画（案）は、前年度最終社員総会にて提案することとする。
- 2 各事業は以下の手順で実施することとする。
 - (1) 要項の配布と受講料の納入
 - 事業実施日
 - 受講料納入期限（10日前／都共催事業は無料）
 - 受講決定通知発送（2週間前）
 - 参加申込期限（2週間前）
 - 実施要項配布（参加申込期限の1ヶ月前）
 - (2) 各事業の要項作成
 - 東京都への共催申請（当該年度4月初旬）
 - 各研修の要項完成（前年度末）
 - 事業計画（案）の承認（前年度最終社員総会／（案）がとれる）
 - 事業計画案作成（前年度2月末）
 - (3) 受講料算定方法
 - 次の計算式により、算出する。ただし、都共催事業は無料とする。
 - 受講料 = (会場費 + 講師謝礼 + テキスト等印刷費) ÷ 参加定員
- 3 各事業の役割および担当は、年度当初に決定する。
- 4 各事業担当者は連絡を密にし、会場確保、内容（テーマ）の選定および講師依頼を行なう。事業当日は、担当および正副委員長、その他の委員で協力し成功に導く。

研修要綱

一般社団法人東京都スポーツ推進委員協議会

(目的)

- 第1条 東京都が目指す生涯スポーツ社会の実現のため、地域におけるスポーツ振興のリーダー的立場である認識のもと、資質の向上を図る。
- 2 地域スポーツ振興を図るうえでの課題解決に必要な知識と技術の習得を図る。
 - 3 広域地域におけるスポーツ推進委員相互の連帯協調を図り、地域スポーツの推進者として必要な知識と技術の習得を図る。

(事業)

- 第2条 当協議会は、前条の目的を達成するため次の事業を行なう。
- (1) スポーツ推進委員としての基礎的知識の習得を図る研修
 - (2) 実技の指導方法に関する技術の習得を図る研修
 - (3) 地域スポーツ振興のリーダーとしての、説明・コミュニケーション・調整等の能力習得を図る研修
 - (4) 地域スポーツクラブの育成・経営に必要な知識の習得を図る研修
 - (5) 組織の運営に関する研修
 - (6) その他、当協議会として必要と思われる研修
- 2 当協議会は、東京都オリンピック・パラリンピック準備局（以下、都才準）の支援・協力を受けるため、一部の事業に対して都才準と共催で行う事業（以下、共催事業）の申請を行う。
- 3 当協議会は必要に応じて、研修の実施を他の専門機関に委託することが出来る。

(組織)

- 第3条 前条の事業は、研修委員会で行なうものとする。
- 2 研修委員会は、事業毎に担当委員を定め、事業の企画を行なうものとする。
 - 3 研修委員は、定められた役割のもと、責任をもって事業を遂行する。
 - 4 研修委員会は、共催事業の実施細目を決定する場合、都才準と事前に協議し、指導助言を受けなければならない。
 - 5 都才準への共催事業の申請は、当協議会財務と協議のうえ、理事会の承認を得て行なう。

(経理)

- 第4条 研修に関わる経費については、次のとおりとする。
- (1) 当協議会会計のうち、特別会計として研修経費を計上する。
 - (2) 共催事業に要する経費（都才準分担金および当協議会分担金等）については、他の研修経費と区分し、特別会計により処理する。
 - (3) 研修参加者からの受講料を、あらかじめ(1)の特別会計へ計上する。
ただし、東京都と共催で行なう事業を除く。
 - (4) その他、寄附・協賛等の収入をもって、事業を行なうものとする。

第5条 前条の経費の処理は、当協議会会計処理に準じ行なうものとする。

(実施と報告)

第6条 第2条に掲げる事業の実施方法については別途細則に定める

第7条 研修の講師謝礼基準は、別途細則に定める。

第8条 当該年度末に、すべての研修について報告書を作成する。

付則

本事業の目的を達成するために細則を設けることができる。なお、細則は理事会で決定する。
この要綱（規程）は、平成17年4月1日から施行する。

付則

この要綱（規程）は、平成23年8月23日から施行する。（東京都の組織変更により、教育委員会の名称からスポーツ振興局に変更し、また、スポーツ基本法第32条の規定により、体育指導委員の名称を変更する。）

付則

この要綱（規程）は、平成25年8月1日から施行する。（一般社団法人への組織変更）

付則

この要綱（規程）は、平成26年1月1日から施行する。（東京都の組織変更により、スポーツ振興局の名称からオリンピック・パラリンピック準備局に変更）

講師謝礼に関する細則

一般社団法人 東京都スポーツ推進委員協議会

- 1 謝礼を支払うことの出来る講師は、都内のスポーツ推進委員以外のものとする。
ただし、該当事業における最適な講師が都内のスポーツ推進委員以外に無き場合はこの限りではない。
- 2 講師謝礼額は次のとおりとする。(平成27年改訂)

別表 <講師謝礼の支払基準:参考>

東京都スポーツ推進委員協議会の研修事業における外部講師等の謝金支払に関する基準			
区 分		1時間当り支払額 (税込) (所得税 10.21%)	備 考
一般基準	【講師】 大学教授(准教授を含む)、官公庁部長級以上職員、民間企業役員、著名民間学者、弁護士、医師、著名ジャーナリスト、新聞論説員(専門職)	13,400円(源泉徴収額 1,368円)	
	大学講師、官公庁課長級職以下の職員、その他上記以外で講義が可能な者	10,300円(源泉徴収額 1,051円)	
	【講師補助者】 研修事業の実施内容により、講師のみの対応では困難な場合、講師のほか補助者を付けることができる	7,000円(源泉徴収額 714円)	1講義につき、補助者は最大3人まで
	【企画運営実務者】 事業の企画、円滑な遂行を図るため、都スポーツ推進協の役員、理事にあるもの	5,000円(1日当り) (源泉徴収額 510円)	(1会議・研修当り)
特別基準	一般基準による額では不相当であると、特に認められる者、又は、その額では講義等を依頼することが著しく困難であると認められるもの	適当、又は必要と認められる額 ただし、60,000円/回を限度とする	
特別旅費等	①島しょ地区から講師、講師補助者を招聘する場合 ②島しょ地区で研修事業を実施し、当該地域外から講師、講師補助者を招聘する場合	旅 費	宿泊費 (1泊につき)
		実 費 ※居住地から目的地までの航船車賃とする。	10,000円 (税込)
※1 講師、講師補助者、企画運営実務者には交通費が含まれています。 ※2 講師等支払いの限度額は、講師補助を含め 60,000円を上限とする。 ※3 講師等支払い対象時間は、3時間を基本とする。ただし、これによりがたい場合は別途協議会で調整する。 ※4 島しょ地区における旅費・宿泊費の扱いは、島しょ部で開催する場合とする。			

女性委員会内規

一般社団法人東京都スポーツ推進委員協議会

第1条 当協議会に女性委員会をおき、定款施行規則第4条の特別委員会とする。

第2条 女性委員会は、東京都における女性スポーツ推進委員の資質の向上を図るために、研修会を行い、相互の交流・親睦を図る。

第3条 女性委員会は、当協議会女性正会員で構成する。

第4条 女性委員会に委員長1名、副委員長2名をおく。

第5条 委員長は委員の互選による、副委員長は委員長が指名する。

第6条 女性委員会は必要に応じ開催し、委員長が招集する。

第7条 内規の改廃は、社員総会の議を経て行う。

※委員長は委員会を代表し、関東スポーツ推進委員協議会女性委員会等に出席する。

付 則

この内規は、平成4年8月26日から施行する。

付 則

この内規は、平成10年4月1日から施行する。(一部改正)

付 則

この内規は、平成16年3月24日から施行する。

付 則

この内規は、平成23年8月24日から施行する。(スポーツ基本法第32条の規定により、体育指導委員の名称を変更する。)

付 則

この内規は、平成25年8月1日から適用する。(一般社団法人への組織変更)

付 則

この内規は、平成26年4月1日から適用する。(一部改正)

弔慰内規

一般社団法人東京都スポーツ推進委員協議会

- 1 東京都スポーツ推進委員（以下「委員」と言う。）死亡の場合は、弔慰金1万円又は供花とする。
- 2 委員の配偶者死亡の場合は、弔電とする。
- 3 この内規によるもののほか、特に必要のあるときは会長がこれを決定する。
- 4 この内規の改廃は、社員総会の議を経て行う。

付 則
この内規は、昭和60年11月27日から施行する。

付 則
この内規は、平成10年4月1日から施行する。（字句の修正）

付 則
この内規は、平成23年8月24日から施行する。（スポーツ基本法第32条の規定により、体育指導委員の名称を変更する。）

付 則
この内規は、平成25年8月1日から適用する。（一般社団法人への組織変更）

会長選任に関する内規

一般社団法人東京都スポーツ推進委員協議会

定款第 22 条 1 項、2 項ならびに第 23 条 2 項に関して、次の通り内規を定める。

会長は、必要があるときは学識経験者のうちから選任する事が出来る。

付 則

この内規は、平成元年 4 月 1 日より適用する。(会則改正に伴う字句の修正)

付 則

この内規は、平成 10 年 4 月 1 日より適用する。(字句の修正)

付 則

この内規は、平成 24 年 4 月 1 日から適用する。(スポーツ基本法第 32 条の規定により、体育指導委員の名称を変更する。)

付 則

この内規は、平成 25 年 8 月 1 日から適用する。(一般社団法人への組織変更)